

横須賀市 介護報酬に係るQ&A【福祉用具】

(令和8年7月28日 介護保険課給付係)

No.	種別	分類	質問	回答
1	福祉用具貸与	軽度者レンタル	医師の意見を確認した上でサービス担当学会議を開催し、軽度者レンタル申請予定だったが、申請前に利用者が急死した場合、軽度者レンタルの申請自体できなくなってしまうのか。	申請可能である。 本来は福祉用具貸与前に申請をするものだが、緊急な場合は、利用者優先に対応されることは考慮されなければならない。 1日でも福祉用具を使用しており、また医師への状態像の確認及びサービス担当学会議等の一連の流れが行われているのであれば、申請日前に亡くなっていたとしても申請は可能である。
2	福祉用具貸与	同一品目	特殊寝台付属品の介助用ベルトについて、要介護者等とその介助者の分として2つ貸与することは可能か。	可能である。 アセスメントの結果、要介護者等とその介助者の状態等から2つ使用することが必要と認められる場合は貸与可能。
3	福祉用具貸与	同一品目	室外用の電動車イスと室内用の電動車イスを2台貸与することは可能か。	可能である。 車イスを内、外で複数貸与することは必要性に応じ可能としている。 そのため、電動にしなければならない理由及び内、外で共用のものではなくそれぞれに使い分ける明確な理由がある場合には、サービス担当学会議等で必要性を確認した上で複数の電動車イスを利用する事は可能。
4	福祉用具貸与	同一品目	認知症老人徘徊感知機器を2台貸与したいが可能か。	可能である。 サービス担当学会議等で意見照会したうえで必要性が認められるようであれば、2台貸与することも可能。
5	福祉用具貸与	同一品目	歩行器について、屋内用・屋外用の2台貸与できるか。また、4点歩行つえを2本貸与するのは可能か。	可能である。 貸与については同一品目の貸与に制限はないため、適正なケアマネジメントにより必要があれば可能である。
6	福祉用具貸与	付属品	付属品のみを貸与することは可能か。	できない。 車いす、特殊寝台の付属品は一体的に貸与されることが前提なので、付属品のためのレンタルはできない。ただし、本人がすでに本体商品を所有している場合は、付属品を追加的に貸与することは可能である。
7	福祉用具貸与	その他	半年に1回公表される福祉用具貸与の価格の上限設定に伴い、単位数を下げる場合、再度福祉用具サービス計画書に同意を得る必要はあるか。	必要がある。 福祉用具サービス計画書に単位数の記載があるのであれば、再度福祉用具サービス計画書に同意を得る必要がある。 また、福祉用具サービス計画書に単位数の記載がない場合でも、利用者に単位数の変更を説明し了承を得たことがわかる記録を残しておくことが望ましい。
8	福祉用具貸与	その他	月の途中で要支援から要介護に変更した利用者について、福祉用具貸与の請求方法は、予防給付と介護給付でそれぞれ分けて請求することになるのか、それとも1月分をまとめて請求することになるのか。	契約内容が半月単位や月単位となっている場合は、それぞれの契約に基づいて予防給付又は介護給付の請求を行うことは差し支えない。 なお、1月単位の契約をしている場合は、1月に同一の福祉用具を予防と介護の2倍分の請求を行うことは適切ではなく、月の後半の介護度に応じた1月分の請求を行うことが望ましい。

9	福祉用具貸与	その他	福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることができる業務の範囲を教えてください。 福祉用具の調整等は他の事業者に委託可能か。	福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、委託可能である。 利用者宅にて行う福祉用具の調整等は、利用者への直接的なサービス提供であると考えられるため、委託を行うことはできない。
10	特定福祉用具販売	腰掛便座	ウォシュレット付補高便座は購入可能か。	可能である。 原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象とする。 テクノエイド協会を対象となっていない場合、ウォシュレットと補高便座が一体型の場合はウォシュレット補高便座全部を、便座部分とウォシュレット部分に分けることができる場合は、補高便座部分のみを支給対象とする。 なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象とならない。 ※ウォシュレットの他、暖房、消臭機能の場合も同様の取扱いとする。
11	特定福祉用具販売	腰掛便座	ショートステイ先の便座が低く、上に置くタイプの補高便座を購入して、ショートステイに持参したいが、再購入は可能か。	再購入はできない。 特定福祉用具は居宅内で利用することが想定されており、ショートステイ先で利用するために購入することは認められない。
12	特定福祉用具販売	入浴補助用具	1年前にシャワーチェアを購入したが、体重増等による身体変化があり体に合わなくなったため、再度購入は可能か。	可能な場合がある。 原則、同一種目の購入は1度限りとなっている。例外として破損(耐用年数5年)や要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合で保険者が必要と認めるときには再度購入も可能である。 よって、アセスメント及び担当者会議の結果の必要性が特別の事情に当たるかを保険者に相談すること。
13	特定福祉用具販売	入浴補助用具	軽費老人ホームに入所中。自室に浴室はなく、共同浴室で入浴(施設では共用のシャワーチェアが整備されている)をするが、衛生面には特に注意したいため、自分専用のシャワーチェアを購入したい。保険給付の対象となるか。	対象となる。 軽費老人ホームでも特定施設でなければ、一般の在宅扱いとなるため、支給対象となる。 本件のように施設で整備されているのであれば、購入の必要性が適切かどうか判断し、いたずらに購入することのないよう留意されたい。なお、あくまでも利用者本人のための支援であることから複数利用者で共用するために購入するものについては支給対象外。